### 水道料金・下水道使用料がスマートフォンでお支払いできるようになります

水道料金・下水道使用料を納入通知書でお支払いされている方は、令和6年4月1日から スマートフォンアプリの決済サービスを利用してお支払いができるようになります。

毎月の水道料金等納入通知書に印字されているバーコードをアプリで読み取ることで、 いつでもどこでもお支払いができます。

### ○利用可能なスマホアプリ名 (サービス名)

・PayPay (PayPay 請求書払い) (外部リンク) https://paypay.ne.jp/event/bill-payment/

# **PayPay**

・LINE Pay (LINE Pay 請求書支払い) (外部リンク)http://pay-blog.line.me/archives/74562305.html

# LINE Pay

・PayB (外部リンク) https://payb.jp/



・支払秘書 (外部リンク) https://wellnet.jp/



・J-Coin Pay (J-Coin 請求書払い) (外部リンク) https://j-coin.jp/user/bill-payment/



・d払い(d払い 請求書払い) (外部リンク) https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai\_payment/guide/invoice/

# ₫払い

·au PAY (au PAY (請求書支払い))

(外部リンク) https://wallet.auone.jp/contents/lp/billpayment/index.html

### **ALL** PAY

#### ○ご利用方法

- ・スマートフォンにアプリをインストールし、利用登録をする
- ・アプリを起動し、納入通知書に印字されているバーコードを読み取る
- ・お支払い内容を確認し、決済を行う
- ※各スマートフォンアプリの使い方については、それぞれのアプリ提供会社のホームページ をご覧ください。
- ※お支払いに伴うポイントの付与等についても、各アプリ提供会社にご確認ください。

#### ○ご利用の際の注意事項

- ・アプリのダウンロード及びご利用にかかる通信料は利用者負担となります。
- ・スマートフォンによるお支払いでは領収書は発行されません。お支払い内容はアプリの取 引履歴等でご確認ください。
- ・領収書が必要な場合はスマートフォンを利用せず、登米市お客様センター窓口、金融機関、 コンビニエンスストアでお支払いください。
- ・スマートフォンでお支払い後、窓口等で二重にお支払いしないようご注意ください。
- ・お客様センター窓口、金融機関、コンビニエンスストアでは電子マネーを利用したお支払 いはできません。

#### ○以下に該当するものはスマートフォンでお支払いできません

- ・納入通知書の金額が30万円を超えるもの (「LINE Pav 請求書支払い」では金額が5万円以上のものはお支払いできません)
- ・納入通知書に記載された納入期限を過ぎたもの
- ・納入通知書にバーコードの印字がないもの
- ・破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの